

科目	年度		
	第一年度	第二年度	第三年度
組合員數	一、二二三名	一、三四九名	一、三二七名
出資口數	一、三四九口	二、五二八口	二、四九五口
出資金	一三、四九〇.〇〇〇	二五、二八〇.〇〇〇	二四、九五〇.〇〇〇
拂込済出資金	九、二三七.五〇〇	二五、二八〇.〇〇〇	二四、九三〇.〇〇〇
配給總額	五三、二二三.四三〇	一四〇、〇〇〇.〇〇〇	一四一、〇〇〇.〇〇〇
借入金	一一、五〇〇.〇〇〇	一〇、〇〇〇.〇〇〇	四、〇〇〇.〇〇〇
購買總益金	五、〇三三.五一〇	一六、四五三.九五〇	一六、七六五.二七〇
總損金	四、一一二.二六〇	一三、七五四.一〇〇	一三、七四七.二四〇
差引剩餘金	九二〇.二五〇	二、七〇九.八五〇	三、〇一八.〇三〇
積立金	—	二九五.〇〇五	九六三.四七〇
預金	一、六二八.八八〇	九、八一五.二三〇	八、三二一〇

以上のものから一組合員一ヶ月間の利用高を算出すれば次の通りである。

組合員數	配給總額			一ヶ月一組合員利用高	一ヶ月一組合員利用高
	第一年度	第二年度	第三年度		
第一年度	一、二二三名	五二、二二三.四三〇(五ヶ月間)	四二.七〇	三.五五	三.五五
第二年度	一、三四九名	一四〇、〇〇〇.〇〇〇	一〇三.七八	八.六五	八.六五
第三年度	一、三二七名	一四一、〇〇〇.〇〇〇	一〇六.二五	八.八五	八.八五

一組合員の利用高が比較的少額なる理由は、此の組合員の多くが小作農を以て絶對多數を占めて居る點に基因するもの

と思はれる。

昨年九月本爭議勃發するや、購買組合に於ては直ちに役員會を開催し(九月十五日)爭議團に對する配給一切の協議を爲し、配給品目を次の如き八種品に制限し、他の物品に對しては現金賣を斷行することとした。

米、味噌、醬油、砂糖、茶、炭、鰹鮓、藥。

而して値段は原價主義を採り、爭議中は配達を休止することとしたが、配給の公平を期する爲め各組合員家族の調査表を作製し、家族の人員に應じて配給を爲すこととした。而して之に對しては工場毎に一名の幹事の證明書を必要とした。

斯く購買組合が爭議團の背後に於てその米權を支持すべく努めつゝありし處、野田町長茂木要右衛門氏は九月三十日町有志を消防組本部樓上に會合せしめ爭議に關し町民としての協議を爲し、「野田商工會ハ本日ヨリ總體ニ現金制度ヲ採ルコト」を決議したるが、其れよりは野田町に於ける商家の軒先には次の如きビラが一齊に貼られた。

定

一、財界不況の爲仕入先現金取引に付貸賣は一切不仕候

右本日より實行

昭和二年十月一日

野田町商工業聯合會

又是れより數日して次の如きビラも貼られた。